

公共事業等審査会を傍聴される方へ

審査会を傍聴される方は、下記の遵守事項をお守りください。

- 1 次の各号のいずれかに該当する方は、審査会を傍聴することができません。
 - (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している方
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している方
 - (3) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している方
 - (4) 拡声器、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している方(会長の許可を得た方は除きます。)
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している方
 - (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている方
 - (7) 酒気を帯びていると認められる方
 - (8) 異様な服装をしている方
 - (9) その他議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる方
 - (10) 児童及び乳幼児(同伴者が会長の許可を得た場合傍聴できます。)

- 2 傍聴席においては、次の事項をお守りください。
 - (1) 会議中の発言・質問等を行わないでください。
 - (2) 審査会における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
 - (3) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないでください。
 - (4) はち巻をするなど、示威的行為をしないでください。
 - (5) 帽子、オーバーコート類を着用しないでください。
 - (6) 飲食又は喫煙をしないでください。
 - (7) 会議室において写真撮影、録画又は録音をしないでください。(事前に会長が認めた場合は、審議が始まるまでの撮影についてはこの限りではありません。)
 - (8) 会議室において携帯電話等の無線機を使用しないでください。(携帯電話等の電源は切って入室ください。)
 - (9) みだりに傍聴席を離れないでください。
 - (10) その他、会議室の秩序を乱すおそれのある行為をしないでください。
 - (11) 係員の指示に従ってください。